

《年金からの差引きではなく、口座振替納付を希望する方》

これまでに国民健康保険税を滞納することなく納めている方は、手続きを行うことにより、納付方法を年金からの差引きから口座振替へ変更することができます。

申出書受付から約2～4か月後の特別徴収（年金からの差引き）が中止となり、口座振替による納付に変更となります。

なお、中止となる月は、申出書の受付日により異なります。

【手続きの手順】

手 順	提出書類	窓口（提出先）
1	① 三次市預貯金口座振替依頼書 ※ <u>以前から国民健康保険税の口座振替をされている場合は、提出不要です。</u> ※ 依頼書は市内金融機関にあります。 ※ 手続きには、預貯金通帳と通帳届出印が必要です。 ※ <u>金融機関で、依頼者保存用の「控え」を受け取ります。</u> <u>（三次市への提出時に必要です。）</u>	振替納付 を希望する 市内金融機関
2	① 1-①の控え（依頼者保存用） ※ 以前から国民健康保険税の口座振替をされている場合は、提出不要です。 ② 国民健康保険税納付方法変更申出書（特別徴収から普通徴収） ※ 申出書は三次市課税課または各支所の窓口にあります。	三次市課税課 または各支所

※ お手続きには、提出書類と併せて申出者の本人確認書類が必要になります。

※ 申出者が世帯主と異なる場合は委任状が必要です。

【お問い合わせ先】

三次市市民部課税課市民税係

電話 0824-62-6122

FAX 0824-62-6352